

(新) 地域活性化を担う環境保全活動の協働取組推進事業

100百万円 (0百万円)

総合環境政策局民間活動支援室

1. 事業の必要性・概要

平成23年6月に全会一致で改正された「環境教育等促進法」が、平成25年4月から本格実施されることを受け、協働取組(※)の充実が必要とされている。

特に、環境課題の解決と地域活性化を推進するためには、多様な主体が、環境保全に関して担うべき役割及び行動の有する意義を理解し、それぞれの立場に応じた公平な役割分担の下で、相互に協力・連携した協働取組を行うことが重要である。

※国民、民間団体、国又は地方公共団体がそれぞれ適切に役割を分担しつつ対等の立場において相互に協力して行う環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育その他の環境の保全に関する取組

2. 事業計画（業務内容）

協働取組モデル事業の実施（平成25年度～平成27年度）

低炭素・循環型・自然共生各分野の環境課題を統合的に解決しようとする活動、政策提案による協働取組等をモデル事業として全国で展開する。事業の実施にあたっては、地域の多様な主体による支援会議を開催する。また、地方環境パートナーシップオフィスに設置する地方支援事務局が成果を確実に得られるよう指導・助言を行い、地域における協働の下、その資源や創意工夫を最大限活用して、意欲ある地域の多様な成功事例を全国各地に創出し、ガイドラインとしてとりまとめる。

3. 施策の効果

抽象的で共通イメージを描きにくい環境保全に係る協働取組について、協働取組の過程を通じて具現化するとともに、地域における各主体が、地域の資源や創意工夫を最大限活用した協働を実施する事により環境課題の解決とともに地域活性化に資する。

地域活性化を担う環境保全活動の協働取組推進事業

平成25年度予算（案）額100百万円【新規】

背景

- 平成23年6月に全会一致で改正された「環境教育等促進法」が、平成25年4月から本格実施されることを受け、協働取組の充実が必要とされている。
- 地域の活性化を図るためには、NPO、企業、行政等の協働による取組を活発化させることが必要である。

地域を活性化させるためには、
多様な主体が公平な役割分担の下で、相互に協力・連携した
協働取組等が必要不可欠

事業の概要

- ①環境NPO、地域住民、行政機関等の協働による環境保全活動を先導的に実施
- ②ブロック単位で採択事業の指導・助言を実施

期待される成果

- ・抽象的で共通イメージを描きにくい環境保全に係る協働取組について、具体的なモデル事業を実施することにより、ノウハウが共有され周辺地域に波及
- ・ブロック単位で支援体制を強化することにより、取組の活発化